



浦添市個人情報保護法施行条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

浦添市長 松本哲治

浦添市規則第 23 号

浦添市個人情報保護法施行条例施行規則

浦添市個人情報保護条例施行規則（平成12年規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第20号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、令及び条例において使用する用語の例による。

（個人情報ファイル簿）

第3条 法第75条第1項及び条例第7条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（保有・変更）（様式第1号）により作成するものとし、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）個人情報ファイル簿の作成年月日

（2）個人情報管理責任者

（3）個人情報の収集時期

2 前項第2号に規定する個人情報管理責任者は、個人情報を保有する課（課相当の組織を含む。）の長をもって充てる。

3 条例第6条第1項の規定による通知は、個人情報ファイル事前通知書（保有・変更）（様式第2号）に必要書類を添付し、行うものとする。

4 条例第6条第3項の規定による通知は、個人情報ファイル保有終了通知書（様式第3号）により行うものとする。

5 条例第6条第1項及び第3項の規定による通知書を受理したときは、当該通知書に係る事項について、個人情報ファイル簿届出状況報告書（様式第4号）により条例第23条に規定する浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会に報告するものとする。

6 法第75条第1項に規定する公表は、個人情報ファイル簿を市政情報センター内に備えておき、一般の閲覧に供するとともに、市ホームページでの公開により行うものとする。

（目的外利用の手続）

第4条 実施機関は、法第69条第2項に規定する利用目的以外の目的のために保有個

人情報を利用しようとするときは、あらかじめ、市長に、保有個人情報目的外利用届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

（提供の手続）

第5条 実施機関以外の者が保有個人情報の提供を受けようとするときは、保有個人情報外部提供申請書（様式第6号）を、実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が、緊急かつやむを得ないと認めるときは、口頭で申請することができる。

2 実施機関は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに当該申請に係る諾否の決定を行い、当該決定の内容を申請者に対して、保有個人情報外部提供決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを省略することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、法令等に定められた手続により外部提供の要請を受けたときは、当該法令等の定めるところによる。

4 外部提供を受けたものが次条に規定する条件に違反したときは、実施機関は、当該外部提供の申請に係る承認を取り消すとともに、外部提供した保有個人情報の返還その他の必要な措置を命じることができる。

（提供の制限）

第6条 法第70条に規定する保有個人情報の提供を受ける者に対して付す制限の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 利用目的以外の利用の禁止
- (3) 第三者への提供の禁止
- (4) 複写及び複製の禁止
- (5) 利用期間終了後の返還義務
- (6) 事故発生時の報告義務
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) その他市長が必要があると認める事項

2 前項に規定する制限のうち、制限を付すことが適当でないと市長が認めるものについては、これを付さないことができる。

（保有個人情報開示等請求書）

第7条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示等請求書（様式第8号）とする。

2 令第22条第3項の規定に基づき、代理人が提出する委任状は、委任状（開示請求

用) (様式第9号) によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第8条 法第82条各項及び条例第8条各項に規定する書面は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法第82条第1項及び条例第8条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書(様式第10号)

(2) 法第82条第2項及び条例第8条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき(法第81条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。) 保有個人情報不開示決定通知書(様式第11号)

2 法第83条第2項及び条例第9条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第12号)とする。

3 条例第10条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第13号)とする。

(開示請求事案移送の手續)

第9条 実施機関は、法第85条第1項及び第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報(開示・訂正)請求事案移送書(様式第14号)を交付するものとする。

2 法第85条第1項及び第96条第1項に規定する書面は、保有個人情報(開示・訂正)請求事案移送通知書(様式第15号)とする。

(第三者保護に関する手續)

第10条 法第86条第1項又は同条第2項の規定により通知するときは、保有個人情報の開示請求に関する意見照会書(様式第16号)により行うものとする。

2 法第86条第1項又は同条第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第17号)とする。

3 法第86条第3項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書(様式第18号)とする。

(開示の実施方法の申出)

第11条 法第87条第3項の規定により開示の実施方法を申し出るときは、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第19号)により行うものとする。

(開示の実施等)

第12条 条例第12条の規定による保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 条例第12条第2項及び第3項並びに第19条第1項の規定により公文書等(文書等、磁気テープ等から印字装置を用いて出力したもの及び録音テープ等をいう。以下同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書等を丁寧に扱うとともに、汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 条例第12条第2項及び条例第19条第1項の規定により写しの交付をするときの部数は、公文書等1件につき1部とする。

(費用の納入)

第13条 条例第13条第2項及び条例第19条第4項に規定する写しの作成並びに送付に要する費用は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第14条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法
- (2) 現金又は口座振込で納付する方法

(保有個人情報訂正請求書)

第15条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報開示等請求書(様式第8号)とする。

- 2 令第29条において準用する令第22条第3項の規定に基づき、代理人が提出する委任状は、委任状(訂正請求用)(様式第20号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第16条 法第93条第1項及び第2項に規定する書面は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第93条第1項の規定により保有個人情報を訂正する旨の決定をしたとき
保有個人情報訂正決定通知書(様式第21号)

- (2) 法第93条第2項の規定により保有個人情報を訂正しない旨の決定をしたとき
保有個人情報不訂正決定通知書(様式第22号)

- 2 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第23号)とする。

- 3 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第24号)とする。

- 4 法第97条に規定する書面は、保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第25号）とする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第17条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報開示等請求書（様式第8号）とする。

- 2 令第29条において準用する令第22条第3項の規定に基づき、代理人が提出する委任状は、委任状（利用停止請求用）（様式第26号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求決定通知書等）

第18条 法第101条第1項及び第2項に規定する書面は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第101条第1項の規定により保有個人情報を利用停止する旨の決定をしたとき 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第27号）
 - (2) 法第101条第2項の規定により保有個人情報を利用停止しない旨の決定をしたとき 保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第28号）
- 2 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第29号）とする。
- 3 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第30号）とする。

（審査会への諮問の方法）

第19条 条例第15条の規定による審査会への諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 保有個人情報開示等請求書の写し
- (3) 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報不開示決定通知書、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報訂正決定通知書、保有個人情報不訂正決定通知書、保有個人情報利用停止決定通知書又は保有個人情報利用不停止決定通知書の写し
- (4) その他審査の参考となる資料

（諮問の通知）

第20条 法第105条第2項の規定による通知は、審査請求に係る諮問をした旨の通知書（様式第31号）によるものとする。

（運用状況の公表）

第21条 条例第25条の規定による運用状況の公表は、広報紙に掲載することにより、

次に掲げる事項について、5月末日までに行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況
- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) その他実施機関が必要があると認める事項

(事務委任)

第22条 市長以外の実施機関は、次に掲げる事務を市長に委任する。

- (1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の受付に関すること。
- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等に係る通知の送付に関すること。
- (3) 保有個人情報の開示の実施に関すること。
- (4) 文書等及び磁気テープ等に記録された個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- (5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止決定等に対する審査請求の受付及び当該審査請求に対する裁決の通知の送付に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の浦添市個人情報保護条例施行規則の規定により行われた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用の額	日本産業規格A列3判若しくは4判又はB列4判若しくは5判の用紙を用いた場合	白黒 1枚10円
		カラー 1枚50円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 カラーの複写は、対応機器が備わっている場合に適用する。

個人情報ファイル簿（保有・変更）

作成年月日	年 月 日	
個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
所管組織の名称		
個人情報管理責任者		
個人情報の利用目的		
保有開始（予定）年月日	☐ 継続 ☐ 新規（ 年 月 日）	
個人情報の記録項目		
記録される個人の範囲		
個人情報の収集方法		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☐ 無	
個人情報の収集時期	☐ 随時 ☐ 定期（ 月 ～ 月）	
個人情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	部署名	
	所在地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別	☐ 電算処理ファイル（電子媒体） ☐ マニュアル処理ファイル（紙媒体）	
<電算処理ファイル（電子媒体）である場合> マニュアル処理ファイル（紙媒体）の有無	☐ 有 ☐ 無	
【 備 考 】		

第 号
年 月 日

浦 添 市 長 殿

（ 実 施 機 関 ）

個人情報ファイル事前通知書（保有・変更）

個人情報ファイルの（保有・変更）について、浦添市個人情報保護法施行条例第6条第1項の規定に基づき通知します。

添付書類

- (1) 個人情報ファイル簿（保有・変更）（様式第1号）
- (2) その他市長が必要があると認めるもの

※変更の場合に記載する。

個人情報ファイルの名称		
変更（予定）年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

浦 添 市 長 殿

（ 実 施 機 関 ）

個人情報ファイル保有終了通知書

年 月 日付け 第 号により通知した（個人情報ファイルの名称）
については、年 月 日にその保有を終了したため、浦添市個人情報保護法
施行条例第6条第3項の規定に基づき、通知します。

（保有終了の理由）

第 号
年 月 日

浦添市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会
会 長 殿

浦添市長

個人情報ファイル簿届出状況報告書

浦添市個人情報保護法施行条例施行規則第3条第5号の規定により、次のとおり報告します。

1 個人情報ファイル簿等(様式第2号～第3号)を受理した期間

年 月 日～ 年 月 日

2 実施機関別受理の状況

(単 位 : 件)

実 施 機 関	保 有 開 始	保 有 終 了	変 更
市 長			
教 育 委 員 会			
選 挙 管 理 委 員 会			
固定資産評価審査委員会			
監 査 委 員			
消 防 長			
合 計			

第 号
年 月 日

浦添市長 殿

(実施機関)

保有個人情報目的外利用届出書

浦添市個人情報保護法施行条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

整 理 番 号		担当部課	
業 務 の 名 称			
目 的 外 利 用 す る 期 間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで / ☐ 随 時		
目的外利用を する保有個人 情報の名称等			
目 的 外 利 用 を す る 理 由	(根拠) 個人情報の保護に関する法律第69条第2項第 号 (理由)		
備 考			

(注)

- 1 ☐のある欄は、該当する☐内にレ印を記入する。
- 2 整理番号は、個人情報ファイル簿（保有・変更）（様式第 1 号）の番号を記入する。

保有個人情報外部提供申請書

年 月 日

(実施機関)

殿

申請者 (ふりがな) 氏 名

住所又は居所 〒

電話番号

浦添市個人情報保護法施行条例施行規則第5条第1項の規定により、個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 の 名 称	
利 用 し た い 保 有 個 人 情 報	
利 用 す る 目 的	
提供を受ける根拠	
利 用 す る 期 間	☐ 年 月 日から 年 月 日まで / ☐ 随時
保 管 方 法	
備 考	

(注)□のある欄は、該当する□内にレ印を記入する。

第 号
年 月 日

保有個人情報外部提供決定通知書

殿

(実施機関)

印

年 月 日付けで申請があった保有個人情報の提供については、次のとおり決定したので、浦添市個人情報保護法施行条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容		☐ 承 認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認	
提供する保有個人情報 の 内 容			
提 供 す る 根 拠			
提 供 の 日 及 場 所	日 時	年 月 日 時～	
	場 所		
提 供 の 条 件		☐ 秘密保持の義務 ☐ 利用目的以外の利用の禁止 ☐ 第三者への提供の禁止 ☐ 複写及び複製の禁止 ☐ 利用期間終了後の返還義務 ☐ 事故発生時の報告義務 ☐ 損害賠償に関する事項 ☐ その他市長が必要があると認める事項	
一 部 承 認 又 は 不 承 認 の 理 由			
担 当 課 等		担当課名 連絡先	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入する。

保有個人情報開示等請求書

年 月 日

(実施機関) 殿

(ふりがな)
請求者 氏 名 _____
住所又は居所 〒 _____

電話番号 _____

個人情報の保護に関する法律(第77条・第91条・第99条)第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求内容の区分	☐ 開示請求 ☐ 訂正請求 ☐ 利用停止請求	
請求に係る保有個人情報の名称等		
開示の実施方法及び実施希望日	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付 (☐ 郵送希望) 年 月 日 (午前 ・ 午後)	
訂正・利用停止請求に係る保有個人情報に関する事項	開示を受けた日 年 月 日 開示決定通知書 年 月 日付け 第 号	
訂正・利用停止を求める内容・趣旨及び理由	(訂正内容・利用停止請求の趣旨) (理由)	
開 示 請 求 者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	
※請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本カード(住所記載のあるもの) ☐ 在留カード ☐ その他()	
以下は、法定代理人又は委任代理人が請求する場合のみ記載して下さい。		
本人の状況等	本人の状況	☐ 未成年者の法定代理人 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
※請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合に確認する書類	
	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()	
	任意代理人が請求する場合に確認する書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()	

(注) ☐のある欄は、該当する☐内にレ印を記入してください。(※印の欄は記入しない。)

委任状(開示請求用)

(代理人) 氏名 _____

住所 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び
開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限

年 月 日

(委任者) 氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

年 第 号
月 日

殿

（ 実施機関 ）

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の請求内容	
開示する保有個人情報 （全部開示・一部開示）	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間 月 日から 月 日まで（土日、休日を除く。） 時間 場所 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
担 当 課 等	担当課名 連絡先

教示

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注） 開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類を係員に提示してください。

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
不開示とした 理由	
※ 時 限 性 開 示	年 月 日以後であれば、請求に係る保有個人情報を開示することができます。ただし、同日以後新たに保有個人情報の開示の請求が必要です。
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

(注) ※印欄は、請求に係る保有個人情報の不開示とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第 号
年 月 日

殿

(実 施 機 関) 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、浦添市個人情報保護法施行条例第9条第2項の規定により、開示決定等の期限を延長したので、次のとおり通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

第 号
年 月 日

殿

（ 実施機関 ）

印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求があった保有個人情報については、浦添市個人情報保護法施行条例第10条の規定により、開示決定等の期限を延長したので、次のとおり通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
条例第 10 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連 絡 先

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（ 実 施 機 関 ） 印

保有個人情報（開示・訂正）請求事案移送書

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の（開示・訂正）請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（第85条・第96条）第1項の規定により、次のとおり移送します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
請求者の氏名等	氏名 住所又は居所 連絡先 ※法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付書類等	・（開示・訂正）請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合はその旨）
担当課等	担当課名 連絡先

第 号
年 月 日

（請求者） 殿

（実施機関） 印

保有個人情報（開示・訂正）請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求があった保有個人情報の（開示・訂正）請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（第85条・第96条）第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の（開示決定等・訂正決定等）は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等） （連絡先） 部課係名 担当者名 所在地 電話番号
担 当 課 等	担当課名 連 絡 先

第 号
年 月 日

殿

（ 実 施 機 関 ） 印

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項又は同条第2項の規定に基づき、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等に関する意見書」を御提出ください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた・貴社等）に関する情報の内容	
法第86条第2項に該当する場合は、適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (適用理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先及び連絡先	所在地 〒 実施機関名 担当課名 連絡先（担当者名）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（実施機関） 殿

（ふりがな）

氏名 _____

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者）

住所又は居所

〒 _____

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1） 支障（不利益）がある部分 （2） 支障（不利益）の具体的理由

※ □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

第 号
年 月 日

殿

（ 実 施 機 関 ） 印

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「開示決定等に関する意見書」の提出があった保有個人情報については、次のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（実施機関の長等）

殿

請求者 （ふりがな）
氏 名
住所又は居所 〒
電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

保有個人情報開示決定 通知書の番号等	文書番号 日 付
開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
求める開示の実施方法	
開示の実施を希望する 日	年 月 日
「写しの送付」の希望 の有無	有 ・ 無
担 当 課 等	担当課名 連絡先

（注） 開示請求書に記載した求める開示の実施方法により、開示を実施することができる場合は、申出の必要はありません。

委 任 状 (訂正請求用)

(代理人) 氏名 _____

住所 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 氏 名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり訂正することと決定したので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
担当課等	担当課 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、次のとおり訂正をしない旨の決定をしたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
担当課等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

第 号
年 月 日

殿

（ 実 施 機 関 ） 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

請求に係る保有個人情報の内容	
法第 95 条の規定（訂正請求等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（ 実 施 機 関 ） 印

保有個人情報の訂正決定に関する通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
担当課等	担当課名 連絡先

委 任 状 (利用停止請求用)

(代理人) 氏名 _____

住所 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び
利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 氏 名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止の請求があった保有個人情報については、次のとおり利用停止することに決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
担当課等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

第 号
年 月 日

殿

(実施機関)

印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことに決定したので、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により通知します。

請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（ ）に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、浦添市を被告として（訴訟において浦添市を代表する者は浦添市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、当該処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると当該処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	

第 号
年 月 日

殿

(実施機関) 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

第 号
年 月 日

殿

（ 実施機関 ） 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求があった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

請求に係る保有個人情報 の内容	
法第 103 条の規定 （利用停止決定等の 期限の特例）を適用 する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連 絡 先

第 号
年 月 日

殿

(実 施 機 関)

印

審査請求に係る諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの(実施機関)に対する審査請求について、次のとおり浦添市
情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105
条第2項の規定により通知します。

請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開 示決定等(訂正決定 等、利用停止決定 等)	
審査請求日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問日・諮問番号	年 月 日 諮 問 第 号
担 当 課 等	担当課名 連絡先